

(令和2年4月分(3月分を含む)児童手当受給対象者の皆さまへ)

－「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」支給に当たっての注意事項－

【支給対象者について】

- 令和2年4月分の児童手当の支給を受ける方を支給対象者とします。
 - ※ 令和2年4月分の特例給付の支給を受ける方は支給対象となりません。
「特例給付の支給を受ける方」とは、平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方(児童1人当たり月額一律5,000円が支給される方)をいいます。

・ 児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002.1
5人	812	1042.1

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

(注) 1. 所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

2. 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

- 監護する児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと(新高校1年生等)又は死亡したことにより、令和2年4月分の児童手当の支給を受けない方でも、令和2年3月分の児童手当の支給を受けることをもって、支給対象者とします。
- 令和2年4月分(又は3月分)の児童手当の支給を受ける方が子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に亡くなられた場合は、その方に代わって翌月分から児童手当の支給を受けることになった方等に対して支給します。
- また、令和2年4月分の児童手当の支給を受けていない方でも、DV被害によりお子さんとともに避難されている方については、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合があります。詳細は、現在お住まいの市町村にお問い合わせください。

【対象児童について】

- 以下のお子さんを対象児童とします。
 - ・ 令和2年4月分の児童手当の対象となっているお子さん
 - ・ 上記のほか、同年3月分の児童手当の対象となっているお子さん(新高校1年生等又は死亡したことにより、4月分の児童手当の対象となっていないお子さんに限ります。)
- 児童養護施設等へ入所中のお子さんについては、児童養護施設等に別途支給することとなります。

【支給額について】

- 支給額は、対象児童1人当たり10,000円です。

【申請について】

- 支給を受ける場合には、**特段の申請は不要です。**
 - ※ 基本的に、令和2年3月31日時点で住民票がある市区町村が同年4月分の児童手当を支給する市区町村になります。
＜裏面に続きます＞

【支給先について】

- 原則として、令和2年4月分（又は3月分）の児童手当の支給に当たって指定していた口座等に支給を行います。
- 児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の口座変更手続きが必要になりますので、下記の連絡先へお問い合わせください。

【支給の辞退について】

- 支給を受けることを辞退する場合は、令和2年5月29日（金）までに必ず新庄市へ届け出てください。令和2年4月1日以降に転入された方は、令和2年4月分の児童手当を支給する市区町村（転入前の市区町村）が届出先になりますのでご注意ください。

【支給辞退の方法について】

- 届出方法は、次の2種類です。
 - ① 郵送届出方式：届出書を郵送により新庄市に提出していただく方式
 - ② 窓口届出方式：届出書を新庄市の窓口（子育て推進課）に提出していただく方式
- 届出受付開始日及び届出期限は次のとおりです。

届出受付開始日

- ① 郵送届出方式：5月18日（月）
- ② 窓口届出方式：5月18日（月）

届出期限：**5月29日（金）必着**

【郵送届出方式・窓口届出方式の申請方法】

- 届出書に必要事項を記載して、郵送により又は新庄市の窓口へ提出してください（返信用の封筒、郵送料はご負担いただきます）。
- 届出書を提出される際は、次の書類を添付してください。
 - ・ 申請者の方の本人確認書類（住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証等）の写し※ 外国人住民の方は在留資格等を確認する必要がありますので、在留カード等の写しが必要です。

【新庄市からの問合せについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、新庄市から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに新庄市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

【その他】

- 支給対象者に対し、令和2年3月31日時点において新庄市が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に子育て世帯への臨時特別給付金として支給を行う手続きを行ったにもかかわらず、令和2年12月末日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金は支給されません。
- DV被害によりお子さんとともに避難されている方等が、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた場合は、支給した子育て世帯への臨時特別給付金の返還を求めます。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供してはいけません。

新庄市子育て推進課子育て企画室
電話：0233-29-5811（直通）